# ライセンス契約だけじゃない! 知的財産関連契約(第1回)

## 特許権譲渡契約



中之島シティ法律事務所 弁護士・法学博士 **矢倉 雄太** (大阪弁護士会知的財産委員会所属)

### 第1 はじめに

今日、事業者は、自社の技術的競争力を獲得し市場優位性を得るため、はたまた自社の事業活動の防衛のため、知的財産権を取得し、多様な知財戦略を検討して、日々対応に追われている。

ここでいう知的財産権の取得方法としては、典型的には、自社で発明、考案、創作等したものが挙げられる。しかし、もちろんこればかりではなく、第三者の知的財産権を有償無償で譲り受けたり、M&Aなどにより事業とともに承継したりと、第三者からの取得場面も少なくないことは周知のとおりである。

ところで、特許庁の「平成28年知的財産活動調査結果の概要」<sup>1</sup>によれば、同年の知的財産権の譲渡・譲受の状況は、特許権がそのほとんどを占めると報告されている。具体的にみるに、特許権は、譲渡数が「3,471」件、譲受数が「17,042」件であり、2番目に多い商標権の譲渡数「768」件、譲受数「169」件を大きく上回る件数である(同15頁目)。

そこで、本稿では、第三者へ知的財産権を譲渡する(又は第三者から譲り受ける)場面、特に 特許権の譲渡契約にフォーカスを当て、主に譲受人の立場から、その留意点について確認する。

#### 第2 特許権譲渡契約を締結するにあたっての留意点

#### 1 権利者と譲渡対象の特許権の確認

#### (1) 権利者の確認

契約の相手方が、当該譲渡対象となる特許権を保有している「権利者」なのか否かは、必ず「特許原簿」で確認する。多くの場合、まずは「J-PlatPat」<sup>2</sup>にて登録情報や特許公報を、もしくは

<sup>1</sup> 特許庁「平成28年 知的財産活動調査結果の概要」(平成28年) (https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/chizai\_katudo/h28/index.html) (最終閲覧日:2021年5月27日)。

<sup>2</sup> 独立行政法人工業所有権情報・研修館「J-PlatPat (特許情報プラットフォーム)」ウェブサイト (https://www.j-platpat.inpit.go.jp/) (最終閲覧日:2021年5月28日)。